

## 水戸市子育て支援・多世代交流センター管理運営業務仕様書

**I 総則****1 目的**

本仕様書は、子育て支援・多世代交流センター（水戸市子育て支援・多世代交流センター条例（平成18年水戸市条例第65号）の規定に基づき、水戸市が設置する子育て支援・多世代交流センターをいう。以下同じ。）において、指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について、必要な事項を定めることを目的とする。ただし、条例の改正等により変更する場合がある。

**2 施設の概要（令和8年4月1日現在）****(1) 名称及び所在地**

- ア 水戸市大町子育て支援・多世代交流センター（以下「わんぱーく・みと」という。）  
水戸市大町3丁目4番30号
- イ 水戸市本町子育て支援・多世代交流センター（以下「はみんぐぱーく・みと」という。）  
水戸市本町1丁目8番2号

**(2) 開館時間等**

- ア 休館日
  - (ア) 月曜日（わんぱーく・みとに限る。）
  - (イ) 金曜日（はみんぐぱーく・みとに限る。）
  - (ウ) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日。ただし、こどもの日を除く。
  - (エ) 12月29日から翌年の1月3日までの日
  - (オ) 市長が特に必要があると認める日
- イ 開館時間  
午前8時30分から午後5時15分まで

**(3) 建物の概要**

- ア わんぱーく・みと
  - (ア) 建築構造 R C造り、地上2階
  - (イ) 敷地面積 1909.13㎡（五軒町広場及び大町広場を含む。）
  - (ウ) 建築面積 586.59㎡
  - (エ) 延べ床面積 952.37㎡
- イ はみんぐぱーく・みと
  - (ア) 建築構造 R C造り、地上2階
  - (イ) 敷地面積 1301.28㎡
  - (ウ) 建築面積 752.00㎡
  - (エ) 延べ床面積 1379.07㎡（ピロティ等含む。)

(4) 主な諸室等

施設名	階数等	諸室等名	面積	主な用途
わんぱーく・みと	地上	敷地内駐車場	584.00㎡	駐車台数19台
	1階	プレイルーム	125.00㎡	主に乳幼児の遊び場
		事務室	41.30㎡	事務に使用
		子育て交流サロン	24.50㎡	子育て世帯の交流の場
		一時預かり保育室	20.40㎡	預かり保育
		授乳室	9.80㎡	乳児ケア
		カウンセリング室	16.40㎡	個別相談
	2階	遊戯室	145.30㎡	・遊びや運動の場 ・レクリエーション等による多世代交流
		多世代交流サロン	67.40㎡	・多世代交流 ・各種講座の会場
		児童室	46.90㎡	主に小学生の学習
		工作・調理室	45.00㎡	工作や調理を通じて交流を行う場
屋上	屋上	12.89㎡	広場	
はみんぐぱーく・みと	地上	敷地内駐車場	558.00㎡	駐車台数26台
	1階	多世代交流サロン	60.00㎡	・多世代交流 ・各種講座の会場
		多目的ルーム	57.00㎡	様々な目的に使用 (現在は補食スペースとして使用)
		調理室	24.00㎡	調理を通じて交流を行う場
	2階	プレイルーム	183.85㎡	主に乳幼児の遊び場
		多世代交流ルーム	71.25㎡	多世代交流
		一時保育室	48.00㎡	預かり保育
		管理事務室	45.78㎡	事務に使用
		授乳室	11.20㎡	乳児ケア
		相談室	9.45㎡	個別相談
	中庭	66.50㎡	乳幼児の遊び場	

### 3 関係法令等の遵守

指定管理者は、子育て支援・多世代交流センターの管理業務の実施に当たっては、関係法令並びに条例及び条例に基づく規則等の規定を遵守すること。

#### 【遵守すべき主な法令等】

- ・ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- ・ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）
- ・ 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）
- ・ 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- ・ 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- ・ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・ 職業安定法（昭和22年法律第141号）
- ・ 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）
- ・ 消防法（昭和23年法律第186号）
- ・ 水道法（昭和32年法律第177号）
- ・ 電気事業法（昭和39年法律第170号）
- ・ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）
- ・ 水戸市子育て支援・多世代交流センター条例
- ・ 水戸市子育て支援・多世代交流センター条例施行規則（平成19年水戸市規則第15号）
- ・ 水戸市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年水戸市条例第2号）
- ・ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- ・ 水戸市行政手続条例（平成7年水戸市条例第39号）
- ・ 水戸市情報公開条例（平成13年水戸市条例第4号）
- ・ 水戸市暴力団排除条例（平成24年水戸市条例第2号）
- ・ その他の施設の管理に関する各種法令・条例等

### 4 管理運営に係る遵守事項

指定管理者は、子育て支援・多世代交流センターの指定管理業務を行うに当たっては、次に掲げる項目を遵守すること。

#### (1) 住民の平等利用の確保

子育て支援・多世代交流センターの設置目的及び指定管理業務の趣旨を十分に理解し、利用者に対して、サービスの平等な提供に努めること。

## (2) 施設の効用を最大限に発揮

指定管理者は、利用者（利用しようとする者を含む。以下同じ。）に対するサービスの向上に努めること。特に各種問合せや苦情等には、迅速、かつ的確に対応するとともに、市が実施する利用者アンケートその他地域住民や利用者から寄せられた意見、要望について、子育て支援・多世代交流センターの管理運営に反映させるよう努めること。

## (3) 目標とする利用者数

指定管理者は、子育て支援・多世代交流センターにおいて、下表に示した年間延べ利用者数（一時預かりのみの利用者数を除く。）の目標を達成するため、毎年度、日常的に利用したいと感じられる魅力的な事業を実施すること。

### 【年間延べ利用者数】

指標	令和9年度 目標	令和10年度 目標	令和11年度 目標	令和12年度 目標	令和13年度 目標
年間延べ利用者数	49,300人	52,600人	58,500人	66,000人	74,500人

※ 令和7年度実績 46,146人

※ 年度目標は、水戸市第7次総合計画ーみと魁・Nextプランーにおける子育て支援・多世代交流事業利用者数のうち、わんぱーく・みと及びはみんぐぱーく・みとの利用者数の期間目標（令和15年度末）95,000人を参考に設定している。

## II 指定管理業務

### 1 子育て支援・多世代交流センターの維持管理に関すること

#### (1) 設備及び機器類の保守点検業務及び定期的な検査業務

施設を良好な状態に維持するためには、日常的に設備の保守点検や、備品等の管理を行うとともに、適切な時期に必要な修繕等を行うことが重要であることから、自動ドア、電気設備、昇降機、空調設備、消防設備等が常に安全かつ良好な状態で機能し、施設の安定した運営が図れるよう、保守点検、定期的な検査その他必要な業務を行うこと。

#### (2) 施設内外の清掃業務

施設内外（五軒町広場及び大町広場を含む。）の美観の維持と、公共の場としての品位が保持できるよう、施設の床、トイレ等の日常清掃及び床ワックス、窓ガラス等の定期的な清掃を行うこと。

#### (3) 敷地内の樹木せん定及び除草業務

敷地内（五軒町広場及び大町広場を含む。）の快適な環境を保つため、樹木等のせん定や除草を定期的に行うこと。

#### (4) 警備に関する業務

火災、盗難、不正行為等の予防を図るため、各諸室及び出入口の開錠及び施錠、機械警備の開錠及び施錠のほか、施設の駐車場における利用者の整理、無断駐車対策等を行うこと。

【参考】現在の指定管理者が実施している施設の維持管理業務の状況

区 分	実施頻度	わんぱく・ みと	はみんぐぱく・ みと	再委託 の有無
自家用電気工作物保安管理業務	月次点検 隔月1回 年次点検 年1回 精密点検 3年に1回	○		有
消防用設備点検業務	年2回	○	○	有
防犯・火災機械警備業務	毎日	○	○	有
非常用通報装置保守運用指導業務	年2回	○	○	有

区 分	実施頻度	わんぱーく・ みと	はみんぐぱーく・ みと	再委託 の有無
昇降機保守点検及び遠隔監視 診断業務	遠隔診断 毎日 性能診断 年1回 定期点検 年4回	○	○	有
自動扉開閉装置保守管理業務	年2回	○	○	有
空調機・全熱交換器等保守 点検業務	簡易点検 年4回 定期点検 3年に1回	○	○	有
駐車場機器保守業務	年4回	○		有
定期清掃業務	年2回	○	○	有
日常清掃業務	毎日	○	○	有
除草・樹木せん定業務	年2回	○	○	無

【参考】令和9年4月1日以降に指定管理者が実施する施設の維持管理業務

区 分	実施頻度	わんぱーく・ みと	はみんぐぱーく・ みと	再委託 の可否
フロン排出抑制法に基づく 空調機の法定点検	簡易点検 年4回 定期点検 3年に1回	○	○	可
防火扉定期点検	年1回		○	可

#### (5) 小規模修繕業務

施設において修繕等の必要が生じた場合は、水戸市に報告するとともに、1か所100,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以下の修繕は、指定管理料の中から指定管理者が実施すること。

修繕費は両施設合わせて年額250,000円（収支予算額）とし、余剰金が生じた場合は、毎年度精算を行う。指定管理業務に係る最後の事業年度の精算方法については、水戸市と指定管理者が協議の上、精算方法を決定する。

指定管理者が、施設修繕を他の事業者へ依頼する場合は、市内事業者を優先するよう努めること。

## 2 子育て支援の積極的な推進及び多世代交流拠点の形成を図るための事業の運営に関すること

次の(1)から(5)までの事業を実施する。なお、事業実施に当たっては、水戸市が策定する各種個別計画との整合を図ること。

### (1) 子育て支援及び多世代交流に関すること

次のア及びイの事業を実施する。事業実施に当たっては、両施設にて活動するボランティアを積極的に活用すること。

#### ア 子育て支援事業

##### (ア) 地域子育て支援拠点事業（児童福祉法第6条の3第6項）

地域における子育て家庭の孤立感や不安感の解消を図るとともに、子育て中の親子が気軽に集い、交流できる場を提供するため、地域子育て支援拠点事業を実施すること。類型は地域子育て支援拠点事業実施要綱に規定する一般型とすること。

事業の運営に関し必要な事項については、当該実施要綱及び関係法令の定めるところによるものとする。

業務については、次の項目に沿って実施することとする。

a 実施日数 週5日以上（施設の開館日は実施すること）

b 業務内容

##### (a) 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進

乳幼児及びその保護者がいつでも気軽に集い、相互の交流や仲間づくりが行える場を提供する。原則として、プレイルームに職員を配置し利用者の見守りを行うとともに、子育ての不安や孤立感の解消を図るため、子育て家庭間の交流を促すこと。

また、乳幼児を含む兄弟姉妹が遊具の利用を希望する場合は、遊具の対象年齢未満となる乳幼児は別室で見守るなど、状況に応じた個別支援を行い、自由に遊べる環境を確保すること。

##### (b) 子育て等に関する相談、援助の実施

交流の場での保護者との日常会話の延長で相談を受けるなど、子育てに関する疑問や悩みについて相談・援助を行う。

##### (c) 地域の子育て関連情報の提供

地域の保育サービスや医療機関、イベント情報など子育て関連情報を収集し、保護者に提供する。

##### (d) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

子育て知識の向上やリフレッシュ等を目的としたイベントや講習等を実施する。

※ 参考資料「水戸市子育て支援・多世代交流センター利用者等実績」に記載の実績を踏まえ、同程度のイベント等を行うこと。

※ 講習等の実施に当たっては、次ページ表のとおり、水戸市が策定する各種計画に位置付けられ、水戸市が指定する講習は必ず実施すること。

(イ) 幅広い年代に対するこども・子育て支援業務

- a 保育所等に通う3歳以上の幼児とその保護者に対しても、地域子育て支援拠点事業と同等の支援を行うこと。
- b 学習スペースの設置や図書の配置など小中高生が優先的又は専用に利用できる場所を確保すること。
- c 父親がこどもと過ごす機会や育児を学ぶきっかけを提供するため、父親参加型イベントや講習等を実施すること。

※ 参考資料「水戸市子育て支援・多世代交流センター利用者等実績」に記載の実績を踏まえ、同程度のイベント等を行うこと。

※ 講習等の実施に当たっては、下表のとおり、水戸市が策定する各種計画に位置付けられ、水戸市が指定する講習は必ず実施すること。

【個別計画に位置付けられた講習等】

計画名	概要	実施場所	講座名	内容
歯科口腔保健計画	子育て支援・多世代交流センターにおける歯科医師・歯科衛生士による講座の開催	わんぱーく・みと	歯医者さんによる子育て講座	歯科医師による子どもの口の発達及び歯並びに関する講話と個別相談
			歯科衛生士による歯のお話	子どもの口腔ケアについての講座
		はみんぐぱーく・みと	歯医者さんによる子育て講座	歯科医師による子どもの歯みがきに関する講話と親子での実践。
消費者教育推進計画	乳幼児及び保護者への消費者教育	わんぱーく・みと はみんぐぱーく・みと	(令和7年度実施見送り)	子育て世代のマナー講座
図書館基本計画	読み聞かせの推進 (図書館ボランティアの協力による絵本の読み聞かせやお話会の実施)	わんぱーく・みと	楽しい子どもの本入門	図書館員による親子で楽しめる本の紹介や読み聞かせ
		はみんぐぱーく・みと	おはなしの会 読み聞かせ	ボランティアによる絵本の読み聞かせ
スポーツ推進計画	子育て支援・多世代交流センターにおけるヨガ・リトミック・体操教室の開催	わんぱーく・みと	リトミック	親子でリズム遊びなどを行う。
		はみんぐぱーく・みと	親子ヨガ・親子リトミック	親子でヨガ・リズム遊びを行う。
こども計画	地域子育て支援拠点事業 (子育てに関する講座や育児相談等の実施)	はみんぐぱーく・みと	年齢別子育てトーク	同月齢の親子で集い、情報交換や看護師による育児相談、ふれあい遊び、身体遊び等を行う。

(ウ) 一時預かり事業（児童福祉法第6条の3第7項）

保護者の就労、傷病、育児疲れの解消その他の理由により一時的に保育を必要とする児童を対象として、一時預かり事業を実施すること。類型は一時預かり事業実施要綱に規定する一般型とすること。

事業の実施に当たっては、児童の安全及び心身の健全な発達を最優先とし、家庭的で安心できる保育環境の確保に努めるものとする。

運営については、次の項目に沿って行うものとする。

- a わんぱく・みと及びはみんぐぱく・みとにおいて、下表に示した年間延べ利用児童数の目標達成に努めること。

目標の達成に向けては、一時預かり利用希望者が希望日の空き状況を容易に確認できるよう、予約の成立・変更・取消しが生じた場合は即時にオンライン予約システムに反映させること。また、ホームページやSNSなど常時アクセス可能な手段を用いて予約状況を周知すること。

【年間延べ利用児童数】

施設名	年度目標	(参考) 保育可能数/室	(参考) 年間開設日 (令和7年度)	(参考) 年間延べ利用児童数 (令和7年度)
わんぱく・みと	900人以上	5人	301日	780人
はみんぐぱく・みと	2,100人以上	12人	295日	1,553人

※ 年度目標の人数は過去の利用実績を基に算出。なお、人数については、見直しを行う場合がある。

- b 事業の運営に関し必要な事項については、当該実施要綱及び関係法令の定めるところによるものとする。
- c 利用方法、利用条件、保護者負担金などは、ホームページ、SNS及び施設パンフレット等を活用して積極的に情報発信を行い、利用促進に努めること。
- d 児童の安全確保のため事故防止に万全を期すこと。万一、保育中に事故が発生した場合には、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和8年3月30日付こ成安第45号・7教参学第52号通知）に基づき、速やかに水戸市へ報告するとともに、必要な措置を講ずること。
- e 毎事業年度終了後、一時預かり事業報告書を作成し、速やかに水戸市に提出すること。
- f 一時預かり事業に要する経費は、子ども・子育て支援交付金交付要綱第4条第1号に定める額とする。なお、金額の算定にあたって用いる基準額は、同交付要綱別紙の第2欄「一時預かり事業（一般分）」第3欄1-（1）-ア-（ア）-①に定める額とし、年間延べ利用児童数については、わんぱく・みとは900人以上1,500人未満、はみんぐぱく・みとは2,100人以上2,700人未満とする。また、年間延べ利用児童数の実績に応じ金額を再計算し、過不足があった場合は毎年度精算を行う。
- g 保護者負担金については、指定管理者の収入とする。

## イ 多世代交流事業

多世代が交流できる催しを月2回以上行うこととする。

## (2) 家庭及び子育ての相談並びに子育て支援事業に係る連携及び調整に関すること

### ア 利用者支援事業（子ども・子育て支援法第59条第1項）

子ども及びその保護者等又は妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を行うため、利用者支援事業を実施すること。類型は利用者支援事業実施要綱に規定する基本I型とすること。

利用者支援事業実施要綱に基づき、次に掲げる項目に沿って実施するものとする。なお、事業の運営に関し必要な事項については、当該実施要綱及び関係法令の定めるところによるものとする。

(ア) 実施日数 週5日以上（施設の開館日は実施すること）

#### (イ) 業務内容

##### a 利用者支援

子育てや家庭全般に関する相談、利用者のニーズに合った子育てサービスの情報提供及び助言並びに制度や施設の利用に当たっての窓口の紹介などの相談支援を行う。

利用者支援に当たっては、適切な情報提供及び助言を行うため、利用できる制度の内容や学校・保育所・幼稚園、保健・医療・福祉の専門機関の事業内容など必要な情報を収集しておくこと。

##### b 相談・支援の記録の作成・保存

適切な支援活動や事例検討、関係機関等との的確な情報提供及び連携を行うため、相談や支援等の記録を作成し保存すること。

なお、専門的な対応が必要となり保存した記録を共有する必要がある場合は、本人の同意を得ること。

##### c 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくり

学校や保育所、幼稚園、保健・医療・福祉の専門機関・団体などに対して、本事業が法律に基づくものであり、その機能や役割、業務内容について正しい十分な理解を持ってもらうよう、積極的な情報提供及び説明を行い、協働の体制づくりを行うこと。

##### d 教育・保育施設や地域の子育て支援事業に関する情報についての広報・啓発活動

ホームページやSNS等を活用し、実施場所・日時、実施内容、連絡方法など各施設や事業について広く利用者に周知すること。

e こども家庭センターとの連携

複合的な課題を抱える家庭等からの相談は、状況に応じて、より専門的かつ包括的な対応が可能であるこども家庭センターと、迅速かつ適切に情報の共有や連携をして、必要な支援につなげること。

f 出張子育て相談支援

子育て支援・多世代交流センターが水戸市における子育て支援の中核的な施設であり、各施設が担う専門的な子育て支援機能を最大限に活用するため、水戸市と協議の上、下表の区域における市民センター子育て広場等に月1回ずつ出張し、a及びb並びに必要なに応じてeの業務を行う。

出張相談の実施に当たっては、年間計画表を作成し、継続的かつ計画的に取り組むこととし、利用者ニーズに応じた支援を行うこと。あわせて、開催日や場所等について積極的に広報を行い、広く周知を図ること。

【出張相談支援分担表】

指定中学校区	市民センター子育て広場開催概要(令和8年6月現在)			出張回数
	市民センター名	開催日	開催時間	
第一中学校区	常磐 新莊 柳河	毎週 木曜日 第4 金曜日 第2 火曜日	午前10時から 2時間程度	両施設合わせて 月13回程度 (各市民センターに月 1回ずつ出張する)
飯富中学校区	飯富	第3 火曜日		
第五中学校区	石川 堀原	第1・3 水曜日 第2・4 月曜日		
双葉台中学校区	双葉台	第1・2・3・4 木曜日		
緑岡中学校区	緑岡	第2・4 火曜日		
常澄中学校区	上大野 稲荷第一 稲荷第二 大場	第3 金曜日 第4 金曜日 第1 火曜日 第4 火曜日		
国田義務 教育学校区	国田	第4 火曜日		

g その他利用者支援事業を円滑にするための必要な諸業務

h a から g の実施に当たっては、児童福祉法第10条の3第1項に規定する地域子育て相談機関としての役割を担うこととする。

### **(3) 子育て団体の育成及び支援に関すること**

子育て支援活動に関するノウハウや情報提供など、子育て団体の育成及び活動支援に寄与する業務を行う。

ア 市民センター子育て広場のスタッフ研修会を実施すること。

イ ボランティアの育成及び活用を行うこと。

子育て支援に関する活動を行うボランティアの申込み受付、活動の準備、保険の加入等を行うこと。

ウ その他子育て団体の育成及び支援に必要な業務を行うこと。

### **(4) 施設の利用に関すること**

施設の利用促進を図るため、次に掲げる業務を行うこと。

ア 地域連携及び周知

近隣の学校、商店会、福祉施設等に対し、施設及び事業内容の周知を行い、近隣住民に親しまれる施設となるよう努めるとともに、連携事業の実施に取り組むこと。

イ 広報及び情報発信

ホームページ開設やSNS活用のほか、メディア取材に進んで応じるなど施設及び事業に関する情報を積極的に発信すること。また、施設の概要、事業内容及び利用方法等を分かりやすくまとめた施設パンフレットを作成し、周知すること。

ウ 子育て支援業務に関わる機会の提供

インターンシップ、実習等についても幅広く受け入れ、こども・子育て支援業務の内容について十分に理解を深める機会を提供すること。

エ 各諸室の機能を最大限に発揮すること。

各諸室の設置目的を鑑み、本来の機能が十分に発揮できるよう適切な管理運用を行うこと。

オ その他施設の利用に関して必要な業務を行うこと。

### **(5) そのほか、子育て支援の推進及び多世代交流拠点の形成を図るために必要な事業に関すること**

ア こども・子育て支援サービスの更なる充実を図る事業

指定管理者は、市民利便性向上、施設の効用向上及び利用促進に資する事業を、自主事業として提案すること。なお、当該提案事業に要する経費の上限額は43,900千円とする。

提案にあたっては、Ⅰ－２－(4)の表中「主な用途」に記載している各諸室の設置目的及び参考資料「水戸市子育て支援・多世代交流センター利用者等実績」に記載している講習等の実施場所や時間帯を参考に、Ⅱ－２－(1)から(4)までの子育て支援事業を利用する方の施設利用に影響がないよう配慮すること。

(7) 位置づけ

(イ)に記載の優先対応項目の実現に資する新規性のある取組・事業とする。そのため、Ⅱ-2-(1)から(4)の業務の単なる内容の拡充、開催回数の増加は当事業に該当しない。

(イ) 提案に求めること

本施設は、平日に利用する未就園児（0歳から2歳）とその母親が利用の中心となっているが、今後は幅広い子育て世帯やこどもを支援するための対応が求められている。

具体的には、保育所等に通う乳幼児（主に3歳以上）とその保護者が週末等にも利用できるよう、未就園児向けの部屋割りや遊具配置、イベント・講座内容を見直す必要がある。また、小中高生にとっても魅力的な居場所となるよう、放課後や長期休業期間における部屋のタイムシェアやイベント等について工夫する必要がある。更に、時代の変化や保護者の多様なニーズに対応するため、共働き・共育ての支援や子育ての不安・孤立感の解消に向けたケア、気軽に相談できる体制の構築等を行う必要がある。

あわせて、こども・若者の居場所や利用者の自然な交流を生み出すために、多世代交流拠点としての機能をより一層高めていくことも求められる。

これらを踏まえ、こども・子育て支援サービスの更なる充実を図るため、以下の項目について優先的に対応するものとする。

a 幅広い世代が互いに交流できる機会の創出

多世代交流センターとしての機能を十分に発揮するため、高齢者と乳幼児だけでなく、乳幼児と小中高生、小中高生同士の交流促進を図るなど、幅広い世代が互いに交流できる機会を創出する。

b 小学生・中学生・高校生の利用促進

小中高生が日常的に利用できる空間づくりや小中高生を対象としたイベント・講習等を実施するなど、小中高生にとっても魅力的な居場所となる環境を整備する。

c 父親の共育ての意識の醸成

共働き・共育てを応援する仕組みとして、父親が主体的に育児参加し夫婦で協力してこどもを育てるという意識を醸成するため、父親に対する支援を更に強化する。

d 親子同士の交流促進

子育ての不安や孤立感を抱えながら遊びに来る親子も少なくないことから、現場の保育士等が積極的に保護者同士の交流を促す体制をつくる。

e 相談支援機能の強化

子育ての親子同士が保育士等を介した交流を行う中で、子育てに伴う悩みを自然なかたちで聞き出し、支援につなげるなど相談機能の強化を図る。

(ウ) 提案テーマ

指定管理者が自主事業として提案するテーマは、次の a から c までとし、少なくとも 1 つのテーマ以上を提案することとする。なお、a 及び b、b 及び c など複数のテーマを組合わせて提案することも可能とする。

あわせて、次の a から c までの提案テーマが含まれていれば、(イ) d 及び e と組合わせて提案することも差支えない。

a 幅広い世代が互いに交流できる機会の創出

期待すること：乳幼児と高齢者の交流だけでなく、乳幼児と小中高生、小中高生同士の交流など、幅広い世代が互いに交流できる機会を創出すること。

b 小学生・中学生・高校生の利用促進

期待すること：利用の少ない年齢層の利用を促進するため、小中高生が「過ごしたい」、「活動したい」と思える魅力的な場所になるよう環境整備を行うこと。

c 父親の共育での意識の醸成

期待すること：共働き・共育てを支援するため、父親を対象として、「子育てを手伝う」から「共に育てる」への意識変容を促す取組を行うこと。

(ウ) 留意事項

- ・最終的な事業内容及び事業費については、提案された内容、ヒアリング、選定委員会における評価等を基に、水戸市と協議の上、決定する。
- ・水戸市と協議の上実施しないこととなったものを除き、提案した事業は確実に履行すること。
- ・実施する際は、事業計画書等により、あらかじめ水戸市の承認を得ること。
- ・計画的かつ効果的に実施すること。
- ・参加者負担金を徴収する場合は、その収入は指定管理者の収入とする。ただし、徴収する参加者負担金は、当該事業に要する実費相当分（材料費、講師謝金、保険料等必要経費）を超えないものとする。
- ・事業計画書には、事業の効果を確認するため、参加者数等の適切な目標指標（例：参加者〇名）を明記すること。
- ・事業成果が、「IV-3 モニタリング評価の実施に伴う目標設定について」において設定する目標値より下回る場合は、より効果的な事業とするため、実施内容の変更を含め、次年度の事業について水戸市と協議を行うこと。

## イ その他の自主事業

指定管理者は、Ⅱ－２－(1)から(4)の業務以外に、自らの創意工夫、ノウハウ等により企画・実施する自主事業を提案することができる。なお、子育て支援・多世代交流センターの設置目的を踏まえて、施設の効用を高めることを目的とすること。

実施に当たっては、次の項目に沿って行うものとする。

- (ア) 指定管理者の責任と費用により実施することとし、事業を行った場合の収入は指定管理者の収入とすることができる。
- (イ) 実施する際は、あらかじめ水戸市の承認を得ること。
- (ウ) 水戸市と協議の上実施しないこととなったものを除き、提案した事業は確実に履行すること。

## 3 子育て支援・多世代交流センターの使用の許可に関すること

水戸市子育て支援・多世代交流センター条例施行規則の規定に基づき、次の業務を行うこと。また、業務に必要な申請書及び使用カードは適宜準備しておくこと。

### (1) 使用許可申請書の受理

利用希望者から使用の申請書を受取り、記載事項を確認すること。

### (2) 使用の許可

許可を行った際には、子育て支援・多世代交流センター使用カードの交付を行うこと。

## 4 前各項目に掲げるもののほか市長が子育て支援・多世代交流センターの管理上必要があると認めること

### (1) 各諸室の視認性確保

各諸室について、諸室内外から職員及び利用者が室内の状況を目視により把握できるよう、遊具やパーティション等の設置に当たって視線を遮らないよう留意し、利用者が安全で安心して施設を利用できる環境づくりを行うこと。

### (2) 各諸室の利用方法及び遊具の配置

各諸室の利用方法及び遊具の配置については、水戸市と協議の上、決定する。

### Ⅲ 業務要領

#### 1 実施体制

##### (1) 管理運営責任者の配置

指定管理者は、両施設の管理運営を統括し、市との連絡調整を行うため、管理運営責任者として、両施設を統括する者を施設長とは別に法人本部等に1名置くこと。なお、指定管理業務の管理運営責任者の業務を確実に遂行できる範囲内において、指定管理業務以外の業務を行う者が兼務することは、妨げないこととする。

管理運営責任者は、子育て支援施設又は公共施設の施設運営に関する知識及び経験を有し、指定管理業務全体を円滑に遂行できる者とする。

##### (2) 職員の適正配置

ア 指定管理者は、子育て支援・多世代交流センターの管理運営その他本仕様書に定める業務を円滑かつ適切に実施するため、必要な職員数を確保し、利用者の安全及びサービス水準の維持、向上に配慮した職員配置を行うこと。また、業務に従事する職員の中から、各施設に防火管理者を1名選任すること。

###### (ア) 施設長

施設長として、施設の業務を統括する常勤職員を各施設に1名配置すること。

施設長は、保育士資格又は幼稚園教諭若しくは教育職員の免許のいずれかを有し、かつ、児童福祉施設等において2年以上の勤務経験を有する者で、施設運営及び職員管理に関する経験がある者とする。

###### (イ) 受付等事務担当

受付等事務担当として、利用者の受付、利用案内、各種申請手続、電話対応及び事務処理を行う職員を各施設に2名以上配置すること。

###### (ロ) 地域子育て支援拠点事業担当

地域子育て支援拠点事業担当として、保育士又は看護師若しくは保健師等の資格を有し、育児、保育に関する相談指導等について相当の知識及び経験を有する者を各施設に4名以上配置すること。このうち、1名以上は常勤の保育士とすること。

###### (ハ) 利用者支援事業担当

利用者支援事業担当として、保育士、社会福祉士、保健師、看護師その他これらに準じる資格又は経験を有し、子育て家庭に対する相談支援及び関係機関との連絡調整を適切に行う能力を有する者を各施設に2名以上配置すること。

###### (ニ) 一時預かり事業担当

一時預かり事業担当として、関係法令及び国の実施要綱に基づき、児童の年齢、利用人数及び保育内容に応じて適正な職員を配置する。配置人数の目安は以下のとおり。

- ・わんぱーく・みと：2名以上
- ・はみんぐぱーく・みと：4名以上

(カ) 職員配置に関する留意事項

- a 職員の業務内容に応じて必要な研修を受講させ、資質の向上に努めること。
- b 利用者の安全確保及びサービス水準維持のため、開館時間中は必要な職員体制を常時確保すること。
- c 職員の急な欠員等が生じた場合においても、業務に支障が生じないよう代替体制を整えること。
- d 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律に基づき、誓約書等により性犯罪前科の有無を確認することとし、新たな職員を採用選考する際も、誓約書等で求職者の性犯罪前科の有無を確認すること。性犯罪前科が確認された場合には、こどもに接する業務に就かせ続けることができないことから、就業規則等を整備し、職員に周知するとともに管理上の必要な措置を講じること。
- e 利用者に対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。職員による虐待が疑われる児童を発見した場合は、速やかに水戸市に報告すること。
- f 両施設で運営に差が生じないように、施設間での人事交流等を行うこと。

【参考】標準的な職員配置

施設名	事業区分	職種	人数 (人)
わんぱく・みと	施設管理運営	施設長	1
		受付等事務	2
	地域子育て支援拠点事業	保育士等	4
	利用者支援事業	保育士等	2
はみんぐぱく・みと	施設管理運営	施設長	1
		受付等事務	2
	地域子育て支援拠点事業	保育士等	4
	利用者支援事業	保育士等	2
	一時預かり事業	保育士等	4

イ こども・子育て支援サービスの更なる充実を図る事業の職員配置

自主事業を実施する場合における職員配置については、本仕様書において人数等の基準を定めないものとする。

指定管理者は、事業の内容、規模、実施時間及び参加者数等を踏まえ、事業を安全かつ円滑に実施するために必要な人員を自らの責任において配置すること。なお、アにより配置した職員が兼務することは、妨げないこととする。

## 2 報告事項

指定管理者は、指定管理業務を実施するに当たっては、次の各項に掲げる内容について、その都度速やかに水戸市に報告すること。

### (1) 年度ごとの事業計画の提出

各事業年度（管理業務に係る最後の事業年度を除く。）の終了する30日前までに翌年度の業務内容を規定する事業計画を作成し、水戸市に提出すること。

### (2) 月間業務報告書の提出

実施した業務の内容及び実績等をまとめた月間業務報告書を作成し、翌月10日までに水戸市に提出すること。

### (3) 四半期事業報告書の提出

3か月に一度、過去3か月間の業務内容を統括した四半期事業報告書を作成し、7月・10月・1月・翌年度4月の10日までに水戸市に提出すること。

### (4) 年間事業報告書の提出

水戸市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年水戸市条例第2号）第8条の規定により、毎事業年度終了後60日以内に事業報告書を作成し、水戸市に提出すること。

### (5) 業務報告の聴取等

管理の業務及び経理の状況について定期的に若しくは必要に応じて、水戸市から報告を求め、実地に調査し、必要な指示があったときは、それに従うものとする。

## 3 留意事項

### (1) 共通的业务に関すること

指定管理者は施設の公共性及び安全性を確保する観点から、次に掲げる共通的业务を適切に実施するものとする。

#### ア 緊急時対応及び防災・防犯体制

防災、防犯等の緊急時対応についてマニュアルを作成し、職員に対する指導を行うこと。

また、消防法に基づき、施設ごとに消防計画を作成し、当該計画に基づき職員に対して年1回以上消防訓練を実施すること。更に、AEDが使用できるように講習等を受講させること。

#### イ 災害等発生時の対応

災害等が発生したときは、利用者、職員等の安否確認や安全性を確保するための誘導を行うとともに、状況に応じて水戸市と連携しながら災害用物資等を配布するなど、帰宅困難者の対応に努めること。

#### ウ 避難所開設・運営への協力

地震、風水害等の災害時において、子育て支援・多世代交流センターが避難所として利用される場合には、水戸市の指示に基づき、避難所の開設及びその運営に協力すること。

避難所の開設及び運営への協力により、施設の通常利用の制限を伴う場合の指定管理料の減額及び損失の補填については、水戸市と指定管理者が協議の上、決定するものとする。

また、避難所の開設及び運営への協力によって発生した光熱水費、人件費などの必要経費については、合理性が認められる範囲において、水戸市が費用負担することを原則として、水戸市と指定管理者が協議の上、決定するものとする。

#### エ 各種統計及び調査への対応

水戸市が求める各種統計資料及び調査資料の作成並びに回答等について、適切に対応すること。

#### オ 事業実施の公平性確保

利用者向けの講習会やイベント等は、わんぱーく・みと及びはみんぐぱーく・みと両施設において、回数、内容等に大きな偏りがないように実施すること。

#### カ 感染症対策に配慮した運営

新型インフルエンザ等の感染症の発生及び拡大に配慮し、関係法令及び水戸市の方針等を踏まえた適切な施設運営を行うこと。

#### キ こどもに対する性暴力への対応

こどもに対する性暴力を防ぐため、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律に規定する認定を受け、事業者に求められる安全確保措置及び情報管理措置を実施すること。

ク アからキまでに定めるもののほか、関係法令の改正又は社会情勢の変化等により新たに必要となる業務については、水戸市との協議の上、適切に対応すること。

### (2) 適正な経理事務

経理事務は、帳簿、会計証拠書類を備え、正確かつ適正に処理すること。また、水戸市の所有に属する物品等については、水戸市財務規則に定める台帳等を備えて、その保管に係る物品を適正に管理すること。

### (3) 管理に係る経費の縮減

管理経費の縮減は、市民サービスの向上が図られる範囲で行うこと。

#### (4) 個人情報の取扱い

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律に基づき、その有する個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な規程を整備し、これを実施すること。

#### (5) 情報公開の取扱い

指定管理者は、水戸市情報公開条例に準じ、その保有する文書を公開するために必要な規程を整備し、これを実施すること。

#### (6) 守秘義務の遵守

指定管理者は、施設の管理を行うに当たり、業務上知り得た内容を第三者に漏らし、また、自己の利益のために使用しないこと。指定期間が終了した後も同様とする。

#### (7) 文書の管理・保存

指定管理業務に伴い作成し、又は取得した文書については、適正な管理及び保存を行うこと。また、指定管理期間終了時には、水戸市の指示に従うこと。

#### (8) 施設設備の管理

指定管理者は、施設の設置目的及び業務の趣旨を十分に理解し、施設、設備及び備品を善良なる注意義務をもって管理するとともに、施設の設置目的に従って、その効率的な運営を図るものとし、水戸市子育て支援・多世代交流センター条例の趣旨に沿った目的以外に使用させないこと。

#### (9) 指定管理者が指定管理業務開始時に用意すべき物品等

子育て支援・多世代交流センターの管理業務を滞りなく実施するため、以下を参考に必要な物品を用意すること。なお、A E Dについては必ず配備すること。

【参考】現指定管理者が配備している物品

品 名	数 量
コピー機	2 台 (各施設 1 台)
プリンター	2 台 (各施設 1 台)
業務用車両	2 台 (各施設 1 台)
A E D	2 基 (各施設 1 基)
業務用 P C	8 台 (各施設 4 台)
緊急通報システム	2 式 (各施設 1 式)
子育て施設受付システム	2 式 (各施設 1 式)

#### **(10) 物品等の管理**

指定管理者は、水戸市が貸与する別紙備品等を、故意又は過失により破損し、又は滅失した場合は、自己の費用により修理又は調達すること。また、指定管理者が新たに自己の負担により備品を購入する場合は、市の備品と区別がつくように登録管理し、指定期間の終了等により指定管理者でなくなるときは、自己の負担において処分するものとする。

#### **(11) 水戸市への連絡及び協議**

指定管理者は、指定管理業務の実施に当たっては、水戸市の指示に従って処理するものとし、水戸市への連絡及び協議を密接に行うこと。また、事故又は第三者による加害行為が発生したとき、あるいはこれらの事態を予見したときは、適切な処置を講ずるとともに、水戸市に速やかに報告し、指示を仰ぐこと。

#### **(12) 市民満足のための適切な接遇**

指定管理者は、服装、言動等に十分注意し、第三者に不快の念を与えないこと。

#### **(13) 損害賠償保険への加入**

利用者に損害が生じた場合に、損害賠償責任の履行確保のための措置を講ずること。なお、火災保険、全国市長会市民総合賠償補償保険については水戸市が加入する。

#### **(14) 苦情、要望等への対応**

利用者及び周辺住民等の苦情、要望に対しては誠意をもって対応すること。特に苦情に対しては、施設の管理に関する第一次的責任を有していることを自覚し、相手の主張をよく聴き、関係法令等に即して迅速、的確に対応すること。また、審査請求等に対しては速やかに水戸市に進達すること。

#### **(15) 指定管理業務の引継ぎ等**

指定期間の終了等により指定管理者でなくなるときは、水戸市の指示に従い、次期指定管理者に指定管理業務を引き継ぐこと。また、指定が終了となる者の費用負担で原状回復措置を行うこと。

#### **(16) 環境対策への取組**

水戸市では「水戸市役所ゼロカーボンアクションプラン」を策定し、省エネ、地球温暖化対策に取り組んでいる。指定管理者においても本プランに基づき積極的に省エネ等に取り組むこと。また、水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成12年水戸市条例第6号）及び同規則（平成12年水戸市規則第41号）に従い燃えるごみ、燃えないごみ、資源物などの廃棄物を処理すること。

#### **(17) 視察・見学等の対応**

指定管理者は、子育て支援・多世代交流センターに対する他自治体、関係事業者等からの視察及び見学の依頼があった場合には、業務に著しい支障を来す場合等を除き受け入れること。

また、視察の受け入れに当たっては、本施設の役割、事業内容及び特色について分かりやすく説明するなど、理解の促進に努めること。

#### **(18) 再委託の禁止**

指定管理業務の全部又は主たる部分を再委託することはできない。ただし、あらかじめ水戸市の承諾を得た場合に限り、再委託することができる。

#### **(19) 権利・義務の譲渡の禁止**

指定管理者は、基本協定によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、事前に水戸市の承諾を受けた場合はこの限りでない。

#### **(20) 法人等の事務所の所在地**

管理事務所は、指定管理業務開始日（令和9年4月1日）までに、水戸市内に設置すること。

#### **(21) 市民雇用の創出**

職員については、水戸市民の雇用の確保及び障害者雇用に努めること。

#### **(22) その他**

本仕様書に記載のない事項については、水戸市と指定管理者とで協議する。

## IV その他

### 1 指定管理料

#### (1) 経費に関する協議

指定管理料については、指定管理者から提出された収支予算書に基づき、水戸市と指定管理者との間で協議し、毎年度の年度協定において定める。なお、急激な物価変動等が生じた場合は、水戸市と指定管理者とで協議する場合がある。

各種事業における参加者負担金等は、あらかじめ水戸市と協議した上で徴収することとし、指定管理者の収入とする。なお、参加者負担金等は低廉であることとする。

#### (2) 経費の支払い

水戸市は、指定管理料を各年度の年度協定に従い、指定管理者に支払う。

#### (3) 指定管理料に含まれる経費

##### ア 修繕費

1か所当たり100,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以下の小規模修繕については、水戸市と協議した上で、指定管理料の範囲内において、指定管理者が実施し、余剰金が生じた場合は毎年度精算する。

##### イ 備品購入費

1点当たりの価格が50,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以下で業務上必要な備品については、指定管理料の範囲内において、指定管理者が購入する。

##### ウ 一時預かりに要する経費

子ども・子育て支援交付金交付要綱第4条第1号に定める金額とする。なお、金額の算定にあたって用いる基準額は、同交付要綱別紙の第2欄「一時預かり事業（一般分）」第3欄1－（1）－ア－（ア）－①に定める額とし、年間延べ利用児童数については、わんぱく・みとは900人以上1,500人未満、はみんぐぱく・みとは2,100人以上2,700人未満とする。

年間延べ利用児童数の実績に応じ金額を再計算し、過不足があった場合は毎年度精算する。

##### エ こども・子育て支援サービスの更なる充実を図る事業に係る経費

当該経費は他の指定管理業務と区分して経理するものとし、他の指定管理業務に充てることはできないものとする。

余剰金が生じた場合は毎年度精算する。

## 2 リスク分担

水戸市と指定管理者のリスク分担は、下表のとおりとする。ただし、同表に定める事項に疑義がある場合又は同表に定めのないリスクが生じた場合は、水戸市・指定管理者協議の上、リスク分担を決定する。

種類	内容	負担者	
		水戸市	指定管理者
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴うもの		○
金利変動	金利の変動に伴うもの		○
周辺地域・住民への対応	施設の設置及び運営の基本的な考え方に関する住民反対運動、訴訟、苦情、要望などへの対応に伴うもの	○	
	指定管理者が行う施設の管理業務、自主事業に関する住民からの住民反対運動、訴訟、苦情、要望などへの対応に伴うもの		○
法令の変更	施設管理又は運営に関する法令変更の対応に伴うもの	○	
	上記以外の法令変更の対応に伴うもの		○
税制度の変更	消費税制の変更に伴うもの	○	
	上記以外の税制変更に伴うもの		○
政策的理由による事業変更	政策的理由による管理業務の中断又は業務内容の変更に伴うもの	○	
業務不履行等	指定管理者による管理業務の仕様の不適合、未達成、管理業務の中断及び協定内容の不履行		○
不可抗力	不可抗力（想定を超える暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動等の現象）による施設、市の所有に属する物品、設備の修復に伴うもの	○	○
書類の誤り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りに伴うもの	○	
	事業計画書等指定管理者が責任を持つ書類の誤りに伴うもの		○
セキュリティ	指定管理者の責めに帰すべき事由による情報漏えい、犯罪発生等		○
	市の責めに帰すべき事由による情報漏えい、犯罪発生等	○	
施設・設備の損傷等	経年劣化に伴う増加経費負担（1か所1件当たり300,000円以下）		○
	経年劣化に伴う増加経費負担（上記以外）	○	
	施設、設備の構造上又は施工上の瑕疵に伴う増加経費負担	○	
	注意義務を怠るなど、指定管理者に帰責事由のある増加経費負担		○
	指定管理者が設備・備品を設置したことによる増加経費負担		○
第三者への賠償	管理者としての注意を怠ったことによる増加経費負担		○
	施設・設備の設置に関する瑕疵に伴う増加経費負担	○	
業務の引継ぎ	業務の引継ぎに関する増加経費負担		○

### 3 モニタリング評価の実施に伴う目標設定について

モニタリング評価の実施に伴い設定する定量的な数値目標は、当該年度の前年度末までに実績等を踏まえ水戸市が設定する。

(参考)

指標	令和 15 年度 目標値	令和 7 年度 実績	平成 30 年度 実績
年間延べ利用者数	95,000 人	46,146 人	89,443 人
(わんぱーく・みと)		(22,479 人)	(42,709 人)
(はみんぐぱーく・みと)		(23,667 人)	(46,734 人)

※ 新型コロナウイルス流行前の利用者数の参考として、平成 30 年度実績も記載した。